

② 名称、地区、公告の方法の変更

行政庁から認可書到達日から2週間以内（従たる事務所の所在については3週間以内）に登録しなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

③ 事業の変更

行政庁から認可書到達日から2週間以内（従たる事務所の所在については3週間以内）に登録しなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 監事の証明書
- iii) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

⑤ 事務所移転

主たる事務所を移転した場合（同一登記所の管轄区域内で移転もしくは、他の登記所の管轄区域内に移転した場合の旧所在地における登記）

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録（定款に主たる事務所の所在地として最小行政区画名のみ記載してある場合において、その区域内で移転した場合は定款変更を要しない。）
- iii) 定款変更認可書（定款を変更した場合）
- iv) 事務所移転に関する理事会の議事録
- v) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

登記申請書提出先

〒990-0041 山形市緑町1-5-48 （山形地方合同庁舎）
山形地方法務局 TEL.023-625-1321（代表）

提出書類の各様式は、本会ホームページ（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）へ掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、認証ID（ユーザー名）及びパスワードは、会員の皆様には、事前にお知らせしておりますが、ご不明の場合は本会までお問い合わせ下さい。（TEL.023-647-0360）



組

合

運

営

Q&A

質問内容

組合員が1人となった組合の存続について

中小企業等協同組合法の組合員が1人となった場合は、中協法第62条に規定する解散事由には該当しないが、同法の目的（第1条）及びその目的達成のための組織並びに運営に関する諸規定の趣旨から当然に解散になるものと解するかどうか。

回答内容

中小企業等協同組合は、組合員数がいわゆる法定数を下回ることになっても、当然には解散しない。なぜならば発起人の数（中協法第24条）、役員の定数の最低限度（同第35条）、持口数の最高限度（同第10条第3項本文）の面からみれば、組合員数は一見4人（連合会にあっては2組合）以上なければならないようであるが、これは組合の存続要件ではなく、設立要件であって、欠員の場合も十分に予想しているからである。問題となるのは設例の場合のように組合員数が1人となった場合であるが、現行法上においては、この場合にも組合は解散しないものと解する他はない。しかしながら、組合員が1人となった場合は組合は人的結合性は完全に失われ、法の目的に反する結果となるので立法論としてはこれを法定解散事由に加えるようにすることも考えるが、現行法上は中協法第106条によって措置すべきであろう。